

わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―

(平成12年7月 税制調査会)

【要約及び抜粋】

第二 個別税目の現状と課題

四 資産課税等

4. 固定資産税

(意義)

- 固定資産税は、土地、家屋及び償却資産という3種類の固定資産を課税客体とし、その所有者を納税義務者として、当該固定資産の所在する市町村が、当該固定資産の価値に応じて毎年経常的に課税する財産税です。

(負担の状況)

- 平成10年度における固定資産税の割合は、租税総額に対して10.4%、地方税総額に対して25.2%、市町村税総額に対して43.8%となっています。

(負担水準の均衡化)

- 平成6年度の評価替えにおいて、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の7割を目途とすることとされましたが、それまでの評価水準のばらつきを反映して、負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）が土地ごとに異なるという状況になりました。
- これを是正するため、平成9年度の評価替えに伴い、負担水準の高い土地の税負担を引き下げ一方、低い土地はなだらかに引き上げていく措置が講じられ、負担水準の均衡化に向けた抜本的な取組みが始められました。
- さらに、平成12年度の評価替えに伴い、特に最近の地価の下落傾向に伴う都市部の商業地等の税負担感に配慮し、負担水準の高い土地の税負担を更に引き下げつつ、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講じることとされました。

(今後のあり方)

- 固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、また税源の偏りも小さく、地方分権の観点からも市町村税としてふさわしい基幹

税目であり、その安定的確保が必要です。また、固定資産税に対する納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていく必要があります。

- 地価公示価格の7割を目途とする評価水準については、これによって全国的な評価の均衡が図られていることなどから、基本的にはこれを維持していくことが適当であると考えられます。
- 平成15年度以降の固定資産税の税負担については、これまでの負担の均衡化・適正化の方向を基本に、同年度の評価替えの動向及び負担水準の状況や市町村財政の状況などを十分踏まえ、適切に対応する必要があります。

5. 特別土地保有税

(今後のあり方)

- 特別土地保有税については、納税義務の免除制度が広く適用されるため、既に最終的に有効利用される土地については税負担が生じない仕組みとなっており、土地の有効利用を促進する税制としての役割を果たしています。

こうした特別土地保有税の果たしている役割などに鑑み、必要な見直しは適宜行いつつ、今後ともその基本的な仕組みは維持していく必要があります。

6. 都市計画税

(今後のあり方)

- 都市計画税は、課税区域の設定や税率の設定において市町村が地域の実状に応じて決定できる分権時代にふさわしい税目であること、都市施設整備のための財源として重要であることなどを踏まえて、今後とも、都市計画事業などの需要に応じ、住民に身近な行政を総合的に担う市町村の自主的かつ主体的な運用がなされることが期待されます。また、納税者に対して受益と負担の関係を明らかにしていくため、その用途を一層明確化していくことが求められます。

不動産取得税の概要

課税主体	都道府県	課税客体	不動産の取得
納税義務者	不動産の取得者	沿革	昭和29年創設
課税標準	価格（固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額）		
税率等	標準税率 4% ・住宅 } 3%に軽減（H13.6.30迄） ・住宅用地		
住宅・住宅用地の特例	住宅 ・課税標準の特例措置 （新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円まで控除） 住宅用地 ・税額の減額措置（新築・中古とも） 150万円又は床面積の2倍の面積（200㎡限度）に相当する 土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額		
宅地等の特例	宅地等土地の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮 税 額 (宅地等) = 固定資産税評価額 (地価公示×70%) × 課税標準の特例 × 税率 ↓ H 6.1.1～ 6.12.31 1/2 H 7.1.1～ 7.12.31 2/3 H 8.1.1～ 8.12.31 1/2 H 9.1.1～11.12.31 1/2 H12.1.1～14.12.31 1/2		
税 収	6,348億円（平成10年度決算額） （参考）収入決算額 平成元年度 6,309億円 平成2年度 5,962億円 平成3年度 6,044億円 平成4年度 6,695億円 平成5年度 6,140億円 平成6年度 6,611億円 平成7年度 7,876億円 平成8年度 8,073億円 平成9年度 7,311億円 平成10年度 6,348億円 平成11年度 5,800億円程度 （数値観による見込） 平成12年度 5,831億円 （地価計画ベース）		

不動産取得税の住宅・住宅用地特例

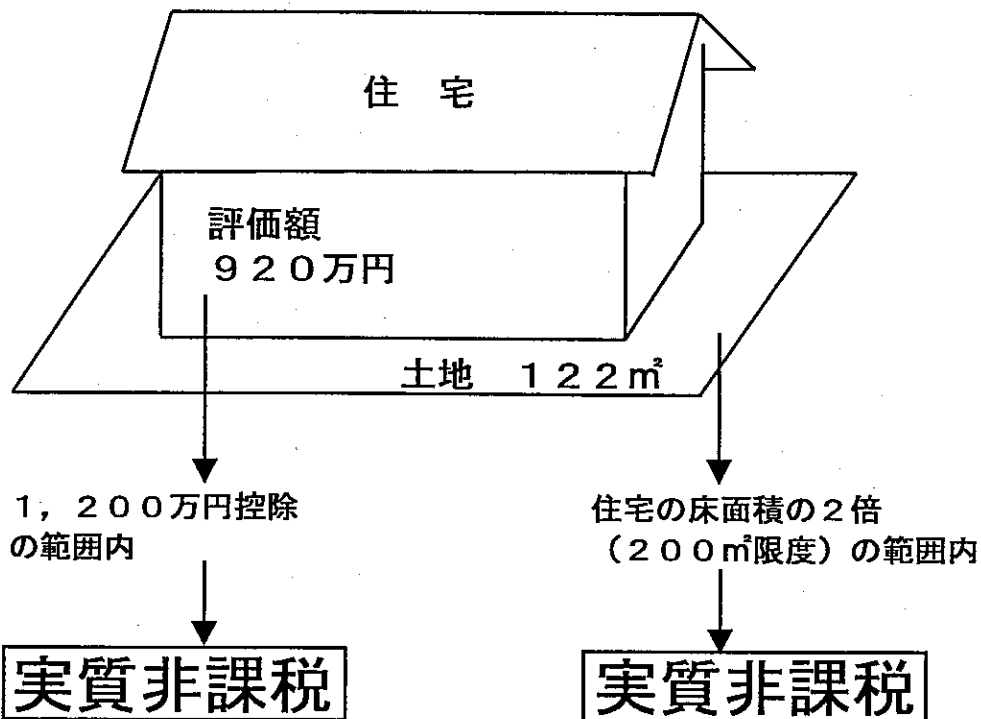
○住宅は、新築の場合、評価額から1,200万円（取得価格2,000万円程度）を控除

（中古の場合は当該住宅が新築された時点における控除額を控除）

○住宅用地は、新築・中古とも、住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）相当額を減額

（東京都の平均的な一戸建住宅及びその用地の例）

住宅（木造）	土地
・床面積：105㎡	・面積：122㎡
・評価額：920万円	・評価額：3,320万円
（取得価格1,630万円程度）	（取得価格4,740万円程度）



※ 上記住宅・住宅用地の特例措置が適用となる住宅の床面積の上限は240㎡である。

○また、仮に課税される部分があっても、次の特例が適用される。

- ・住宅：控除額を上回る部分について、税率4%→3% (H13.6.30迄)
- ・住宅用地：床面積の2倍（200㎡限度）を上回る部分について、評価額を1/2に圧縮 (H14.12.31迄)
税率4%→3% (H13.6.30迄)

※東京都の例は、平成10年建築統計年報（建設省建設経済局）、平成5年住宅統計調査（総務庁統計局）、平成10年度固定資産の価格等の概要調書（自治省税務局）による平均値で作成。

事業所税の概要

(1) 意義

事業所税は、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とする都市の行政サービスとそこに所在する事業所等との受益関係に着目してこれらの事業所等に対して特別の税負担を求める目的税である。したがって、課税団体、用途は限定されている。

＜使 途＞ 次に掲げる事業に要する費用

- ・道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ・公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ・水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ・河川その他の水路の整備事業
- ・学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ・病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ・公害防止に関する事業
- ・防災に関する事業
- ・その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

(2) 課税団体（平成12年11月1日現在 70団体）

- ア 東京都（区部）
- イ 地方自治法第252条の19第1項の市（12市）
- ウ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3市）
- エ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（6市）
- オ 人口30万以上の政令で指定する市（48市）

(3) 納税義務者等

ア 納税義務者等

区 分		納税義務者	課 税 標 準	免 税 点	税 率
事業に係る 事業所税	資 産 割	事業所等において事業 を行う者	事業所床面積	1,000 平方メートル	1 平方メートルにつき 600円
	従業者割		従業者給与総額	従業者 100人	給与総額の 100分の0.25
新增設に係る事業所税		事業所用家屋の建築主	新增設事業所床面積	2,000 平方メートル	1 平方メートルにつき 6,000円

イ 税 収 3,232億円（平成10年度決算）

(4) 税率の推移

区 分		昭和50年度から 昭和54年度まで	昭和55年度から 昭和60年度まで	昭和61年度から
事業に係る 事業所税	資 産 割	1 平方メートルにつき 300円	同 左 500円	同 左 600円
	従業者割	給与総額の 100分の0.25	同 左 100分の0.25	同 左 100分の0.25
新增設に係る事業所税		1 平方メートルにつき 5,000円	同 左 6,000円	同 左 6,000円

地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成11年度環境白書より）

- 地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、
- ・ 廃棄物・リサイクル対策
 - ・ 交通基盤の整備
 - ・ 環境影響評価の推進・制度化の検討
 - ・ 生活排水対策の推進
 - ・ 環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
 - ・ 生活騒音対策
 - ・ 自動車利用の合理化指導
 - ・ 緑化の推進
 - ・ 低公害車の利用
 - ・ トラスト制度等による緑の保全
- 等の施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況

（平成11年3月末現在）

環境基本条例制定状況（既制定数）		環境総合計画策定状況（既制定数）	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
43	11	46	12

◎市町村の環境保全関連条例制定状況

（平成11年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
340	635	294

◎環境影響評価に係る条例・要綱等の制定状況

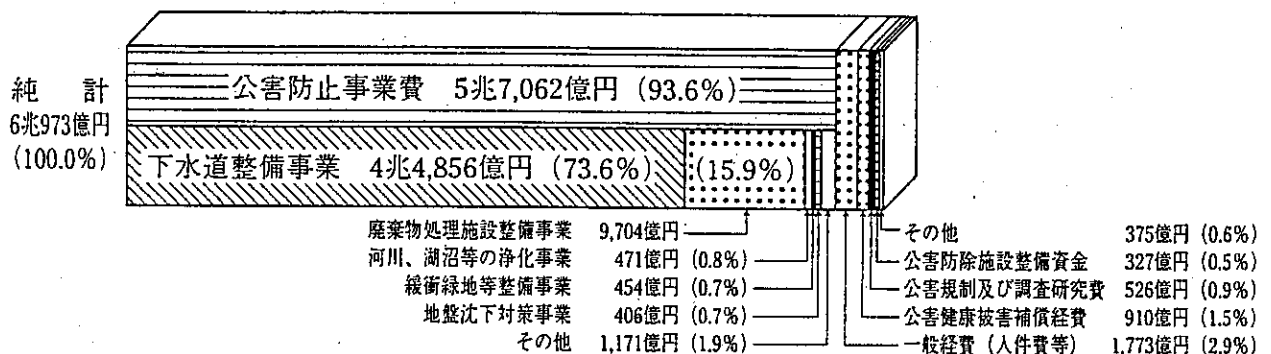
（平成12年3月末現在）

条例制定団体数		要綱等制定団体数	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
44	12	3	0

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成10年度決算額、地方財政の状況（平成12年3月）より）

6兆973億円（都道府県1兆3,455億円、市町村4兆7,518億円）



※ うち、国庫支出金を除く決算額

4兆3,373億円（都道府県9,531億円、市町村3兆6,842億円）

環境基本法(平成5年法律第91号)(抄)

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(参 考)

第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等

- 第19条 (国の施策の策定等に当たっての配慮)
- 第20条 (環境影響評価の推進)
- 第21条 (環境の保全上の支障を防止するための規制)
- 第22条 (環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)
- 第23条 (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)
- 第24条 (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第25条 (環境の保全に関する教育、学習等)
- 第26条 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 第27条 (情報の提供)
- 第28条 (調査の実施)
- 第29条 (監視等の体制の整備)
- 第30条 (科学技術の振興)
- 第31条 (公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

わが国の税制と環境との関わり

(再 掲)

環境との関わり	具 体 例
○環境への負荷により生ずる社会的費用について、環境負荷の原因者に対し、適正かつ公平な経済的負担を求めるもの	○なし (参考) ・ 政府税制調査会においては「国民の理解と協力が得られることが不可欠であり、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたい」(中期答申、平成12年7月)旨の方針が示されている。 ・ 北欧諸国、オランダでは炭素税が導入されている。
○課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減(CO2 排出抑制等)と整合的なもの	○石油税・揮発油税等(石油等に対する従量税) ○自動車重量税・自動車税等(車両重量・排気量等によって税率を設定)
○個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもののうち環境に関連するもの(P P Pにも反する可能性あり)	○法人税の特例措置(主なもの) ・ エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・ 公害防止用設備の特別償却 ・ 再商品化設備等の特別償却 ○低燃費車、低公害車等に係る自動車取得税(地方税)の軽減措置等

地方税と環境の関わり

- 1 課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減となるもの
 - 軽油引取税（道府県税）（軽油引取に対する従量税）
 - 自動車税（道府県税）（排気量によって税率を設定）
 - 軽自動車税（市町村税）（排気量等によって税率を設定）
 - （参考）昭和63年度まで 電気税・ガス税（市町村税）（従量税）

 - 2 環境という政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもの
 - 低燃費車、低公害車に係る自動車取得税（道府県税）の軽減措置
 - 公害防止施設・設備、廃棄物再生処理用の機械等に係る固定資産税の軽減措置
 - 公害防止施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税の非課税措置
 - 公害防止施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置

 - 3 上記のほか地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制（主なもの）
 - 砂利採取税（法定外普通税）
 - 東京都の自動車税に係る不均一課税等の条例（電気自動車、低公害車に対する不均一課税等）
- （参考）地方公共団体が独自に取り組むエネルギー関連の税制（主なもの）
- 核燃料税、核燃料物質等取引税、核燃料等取扱税（法定外普通税）

わが国税制の現状と課題

－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択 －

平成 12 年 7 月 14 日 政府税制調査会

六 その他の諸課題

3. 環境問題への対応

(5) 今後の検討の方向

まず、税制面での対応は先に述べたとおり排出源が多い分野における環境負荷の軽減になじむものであり、PPP の考え方を踏まえれば、環境負荷の原因者を広く対象とすることを基本に検討する必要があります。

また、既存のエネルギー関係諸税については、課税目的は異なるものの、消費量に応じて負担を求めるものであることから、結果としてCO₂ 排出抑制と整合的になっています。地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、こうした既存税制との関係についてどう考えるかという議論があります。

さらに、環境負荷の原因者に追加的負担を求めることによって生じる税収の使途を地球温暖化対策などのための目的税ないし特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。この点に関しては、単に環境負荷の軽減のための経済的手段というだけでなく、併せて環境施策のための財源調達手段という位置付けでも税制の活用を検討すべきではないかとの意見がありました。また、地域の環境保全における地方公共団体の役割や、その実施する施策のために多大な経費を要していることに留意すべきであるとの意見もありました。

なお、環境問題に対応して新たな仕組みを検討する場合、その課税主体については、税制によって対応を図ろうとする環境問題の性格を踏まえて検討する必要があります。例えば、地球温暖化対策として化石燃料に対する課税について検討する場合には、地球温暖化問題は複数の国の領域をまたがって原因と影響が関連する地球的規模の環境問題であることを踏まえて、全国的視点から制度を構築することが適当です。また、廃棄物や下水の処理といった住民に身近で、地域の実情を踏まえた対応が求められる環境問題については、地方独自の対応になじみ得るものと考えられます。

いずれにせよ、環境問題に対する税制面での対応を検討する際には、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPP の原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。